

# 北海道住宅検査人登録要綱

一般社団法人北海道建築技術協会

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要綱は、北海道において、良質な住宅ストックの形成と流通の促進を図り、住生活水準の向上と住宅産業の振興に資するため、住宅に求められる性能及び改修に必要な専門的知識を有する技術者の登録に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (北海道住宅検査人の定義等)

第2条 北海道住宅検査人（以下「検査人」という。）とは、住宅に求められる性能及び改修に必要な専門的知識を有する技術者で、この要綱に定める講習会を受講し、この要綱に定めるところにより登録を受けた者をいう。

2 検査人は、その専門的知識と実務経験を活かし、住宅の基本的な性能等に係る現況調査及び既存住宅の建築や改修に係る計画、設計並びに施工に係る助言等を行い、北国にふさわしい住宅の普及を図るものとする。

3 検査人は、前項に規定する任務を達成するため、常に新しい技術や情報の吸収を図り、その専門的知識と実務経験の維持及び向上に努めるものとする。

### (事 業)

第3条 この要綱に基づき、以下の事業を実施する。

- 一 既存住宅の現況等を的確に調査し、住宅性能の向上のため適切な設計や施工方法等を指導・助言する技術者を養成する事業
- 二 前号に掲げる技術者を検査人として登録し、育成する事業

### (実施機関等)

第4条 第3条に定める事業の実施機関は、一般社団法人北海道建築技術協会（以下「協会」という。）とする。

2 協会はこの制度を円滑に運営するため、住宅検査人制度運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置するものとし、この事業の運営の重要事項について、審議決定するものとする。

3 運営委員会は、行政機関・建築関係団体・協会・学識経験者等から選任する運営委員で構成し、その事務局を協会におくものとする。

- 4 協会は、第3条に定める事業を円滑に実施するため検査人登録講習委員会（以下「登録講習委員会」という。）を設置し、その設置・運営に必要な事項は協会が別に定めるものとする。

## 第2章 講習会

（講習会）

第5条 協会は、第3条に定める検査人養成事業及び育成事業として、次に掲げる講習会を実施するものとする。

- 一 検査人登録講習会（以下「登録講習会」という。）

住宅等の現況調査及び既存住宅の建築・改修についての助言等に携わる技術者を対象とする講習会

- 二 検査人登録更新講習会（以下「更新講習会」という。）

検査人登録を更新しようとする者を対象とする講習会

- 2 協会は、登録講習会及び更新講習会を、原則として、毎年1回以上実施する。  
3 第1項の講習会の経費として、協会は受講料を徴することができる。  
4 その他、講習会に関してこの要綱に定めのない事項は、協会が別に定める。

（受講資格）

第6条 登録講習会の受講資格者は、次の要件をすべて満たした者とする。

- 一 建築士法に基づく建築士（一級、二級、木造）の資格を有する者

- 二 住宅金融支援機構の木造戸建住宅の検査・審査に係わる「適合証明技術者」の資格を有する者、又はこれと同等と認められる資格を有する者、もしくは既存住宅の検査の経験を有し検査業務に精通している者

- 三 前号の検査に係る所要の経験については別途定める。

- 四 前二号の検査業務は次のものとする。

- ・住宅のアフターサービスとしての定期的な点検
- ・事前調査を伴う住宅リフォーム工事の施工

（不正行為に対する措置）

第7条 登録講習委員会は、不正な行為により講習会を受けようとし、又は受けた者にたいしては、講習会の受講を禁じ、又はその受講を無効とすることができる。

## 第3章 登録

（登録）

第8条 登録講習会を受講した者は、申請により登録を受けることができる。

- 2 第1項の登録有効期間は、登録講習会受講の日から5年を経過する日が属する協会の事業年度の末日までとする。
- 3 前項の登録の有効期間満了後も引き続き登録を希望する者は、有効期間の満了する日以前に協会が実施する更新講習会を受講し、更新の登録を受けなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、検査人登録申請書（以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。
- 5 協会は、第1項又は第3項の登録を行った場合においては、当該登録申請者に対し、検査人登録証及び登録カードを交付する。
- 6 登録申請者は、第1項又は第3項の登録の申請を行うときは、別に定める登録手数料を納入しなければならない。  
また、検査人登録証及び登録カードの再交付の申請を行うときは、別に定める再交付手数料を協会に納入しなければならない。
- 7 その他、登録に関してこの要綱に定めのない事項は、協会が別に定めるものとする。

#### （登録の拒否）

第9条 協会は、次の各号に該当する場合は、その登録を拒否するものとする。

- 一 登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があったとき。
- 二 登録申請書に重要な事実の記載が欠けているとき。
- 三 登録申請者が第7条の規定により講習会の受講を無効とされた者であるとき。
- 四 登録申請者が第11条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるとき。
- 五 登録申請者が成年被後見人又は被保佐人であるとき。
- 六 登録申請者が禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

#### （登録の抹消）

第10条 協会は、検査人の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、速やかに、当該登録者の登録を抹消する。

- 一 登録の有効期間の満了の際に第8条第3項の規定による登録更新の申請がなかったとき。
- 二 登録者から検査人登録取消申請書の提出があったとき。
- 三 次条第1項の規程により登録を取り消したとき。
- 四 登録者が死亡した時

#### （登録の取消処分）

第11条 協会は、登録者が次の各号の一に該当する事実がある場合は、当該登録者の登録の取消しを行うものとする。

- 一 登録者が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。
- 二 登録者が建築士法に基づく建築士の免許を取り消されたとき。
- 三 登録者が成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- 四 登録者が禁固刑以上の刑に処せられたとき。
- 五 登録者が業務に関し不誠実な行為を行ったとき。
- 六 その他、この要綱に定める事業の実施に関して阻害するような行為を行ったとき。

2 協会は、前項の規定により登録の取消しを行う場合には、運営委員会の議を経なければならない。

(登録者の公表)

第12条 協会はホームページにおいて登録者を公表する。公表する事項は次のものとする。

- 一 登録番号
- 二 氏名
- 三 所属会社名、所在地、電話番号

## 第4章 雑 則

(その他)

第13条 協会は、協会が別に定める実施要領等の制定及び事業運営上における重要事項については、運営委員会の議を経なければならないものとする。

2 協会は、この要綱に定めるほか、検査人登録にかかる事業運営上必要な事項について別に定めることができるものとする。

附 則

1. 協会に登録されている旧北海道R住宅推進協議会による北海道住宅検査人登録者は継続して登録されるものとする。

2. この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。